

第1回 横浜市都田地域ケアプラザ及び横浜市都田地区センター

指定管理者選定委員会 議事録

日 時	令和7年12月2日（火） 午後2時00分から3時30分まで
開 催 場 所	都筑区役所5階第1会議室
出 席 者	<p>【選定委員会委員】</p> <p>委員長 山本 博之（田園調布学園大学社会福祉学科 社会福祉専攻教授） 委員 大野 和子（都筑区保健活動推進員会会长） 木村 博子（都筑区主任児童委員連絡会代表） 齋藤 隆夫（都田地区民生委員児童委員協議会会长） 志田 政明（都筑区青少年指導員連絡協議会会长） 竹迫 和代（参画はぐくみ工房代表）</p> <p>馬場 純（一般社団法人神奈川県中小企業診断協会 中小企業診断士） 堀内 哲也（つづき地域活動ホームくさぶえ 統括施設長） 村田 輝雄（都田連合町内会会长）</p> <p>【事務局】</p> <p>都筑区福祉保健センター長 中山 昭 都筑区福祉保健センター担当部長 米澤 陽子 都筑区福祉保健課長 清 亜希子 都筑区地域振興課長 須藤 健一 他5名</p>
欠 席 者	なし
開 催 形 態	公開（傍聴人0人）（ただし、議題3～5は非公開）
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 委員長及び職務代理者選任について 委員会の公開・非公開について 指定管理者選定スケジュールについて 公募要項等について 評価基準及び審査方法について
決 定 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 委員長に山本委員を選出、委員長職務代理者に村田委員を指名。 第1回及び第2回選定委員会審議事項のうち、次に関する部分を非公開とすることを決定。 第1回 指定管理者選定スケジュール、公募要項、評価基準及び審査方法等 第2回 応募団体の面接審査（当該施設の他の応募団体を除き公開）、指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）及び次点候補者の選定、講評 指定管理者選定スケジュールについて、事務局案のとおり決定。 公募要項等について、議題5に関する一部を除き、事務局案のとおり決定。 評価基準項目における評価の視点について、事務局案を一部修正することを決

	<p>定。なお、細かい修正内容等については、委員長に一任することとする。その他の評価基準、採点方法及び審査方法等については、事務局案のとおり決定。</p>
	<p>1 委員長選出及び委員長職務代理者選任について</p> <p>横浜市都筑区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会運営要綱第6条1項に基づき、委員の互選により、委員長に山本委員を選出。</p> <p>同要綱第6条第3項に基づき、委員長が職務代理者に村田委員を指名。</p>
	<p>2 委員会の公開・非公開について</p> <p>(事務局)</p> <p>資料4に基づき原則公開とするが、公開することにより適正な審査が阻害される恐れがあるため、次の審議事項は非公開とする事務局案について説明。</p> <p>【第1回選定委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者選定スケジュールについて ・公募要項等について ・評価基準及び審査方法について <p>【第2回選定委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応募団体の面接審査 ・指定候補者及び次点候補者の選定、講評 <p>※なお、応募団体の面接審査（プレゼンテーション及びヒアリング）は、当該施設の他の応募団体を除き公開。</p> <p>(委員長)</p> <p>特に意見がなければ、事務局案のとおりでよろしいか。</p> <p>(委員)</p> <p>異議なし。</p>
	<p>3 指定管理者選定スケジュールについて</p> <p>(事務局)</p> <p>資料3のとおり事務局案を説明。なお、応募がない場合は、再公募を行う旨を説明。</p> <p>(委員長)</p> <p>特に意見がなければ、事務局案のスケジュールに基づいて、公募及び選定を行うということでよろしいか。</p> <p>(委員)</p> <p>異議なし。</p>
	<p>4 公募要項等について</p> <p>(事務局)</p>

公募要項その他関係書類案の記載内容について説明。なお、公募要項に記載されている評価基準等については、次の議題で説明。

(委員)

指定管理施設では、小破修繕に多額の費用がかかることが増えているため、市が予算面を考慮すると、施設が運営をしやすくなるのではないか。

(事務局)

意見について、関係局にも共有していく。

(委員)

公募要項に記載された業務一覧では、地区センター業務よりも地域ケアプラザの比重が大きいように感じる。

(事務局)

地域ケアプラザの業務として、部屋の貸出に加え、福祉に関する相談や支援が含まれるため業務内容が多岐にわたっている。また、職員数も地域ケアプラザの方が多くなっている。

(委員長)

評価基準に関する部分以外について、特に意見がなければ、事務局案のとおりでよろしいか。

(委員)

異議なし。

5 評価基準及び審査方法について

(事務局)

次のとおり事務局案を説明

○評価基準

- ・公募要項 22 頁以降に記載のとおり。評価基準項目 7～9 は加点項目である旨を説明。また、横浜市指定管理者制度運用ガイドラインの改定により、項目 7 に新たに自主事業 A、B の提案が追加されたこと及びその内容を説明。

○評価方法

- ・応募団体から提出された応募書類及び面接審査等を受けて、評価項目 1～6 の評価は 5 段階で評価を行い、各項目の評価結果にそれぞれ係数を乗じて、項目の評価点を算出する。
- ・評価項目 7 は 4 段階で採点を行い、係数を乗じて項目の評点を算出する。
- ・評価項目 8 (1) は「0 点」又は「6 点」の 2 段階評価とし、(2) はアからウまでそれぞれ「0 点」又は「3 点」の 2 段階評価とする。
- ・評価項目 9 (1) は -7～15 点の任意の点数で採点を行い、(2) アは -4～15 点、イは「-3 点」又は「0 点」の 2 段階評価とする。

- ・財務状況の評価の方法は次のとおりとする。選定委員のうち財務に関する有識者は、健康福祉局による外部評価の結果を参考にして評価を行い、その評価結果及びその評価を付けた理由を選定委員会で共有し、財務に関する有識者以外の選定委員は、その評価結果及びその評価を付けた理由を参考にして、各自評価を実施する。

○採点方法

- ・審議時、一度仮採点した後に、各委員の仮採点及びその理由等の相互確認による協議を行い、その結果を踏まえて本採点する。
- ・第2回選定委員会では、1団体につきプレゼンテーションは15分程度とし、応募団体数に応じて変更する。

○得点について

【第2回選定委員会の出席委員数が6人以上の場合】

- ・各委員が評価基準項目に基づいて採点し、第2回選定委員会において最高点をつけた委員及び最低点をつけた委員を除く残りの委員の採点を合計した点数とする。
- ・なお、最高点をつけた委員が2人以上いる場合又は最低点をつけた委員が2人以上いる場合は、それぞれくじ引きで選ばれた1人分の採点のみを合計点から除くこととする。

【第2回選定委員会の出席委員数が6人未満の場合】

- ・各委員が評価基準項目に基づいて採点し、各委員の採点を合計した点数とする。

○最低制限基準の設定

- ・応募団体が1団体のみの場合でも、地域ケアプラザの運営の質を確保するため、最低制限基準を満たすことを必要とする。なお、第2回選定委員会の出席委員数に応じて次のとおり取り扱うこととする。

【第2回選定委員会の出席委員数が6人以上の場合】

- ・最低制限基準は、評価項目7～9を除く評価基準項目の合計点（満点360点）に、第2回選定委員会出席委員数から2人除いた委員数を乗じて算出した点数の60%とする。
- ・最低制限基準を満たしているかどうかは、第2回選定委員会出席委員のうち、評価項目7～9を含めて最高点をつけた委員及び最低点をつけた委員を除いた委員の、評価項目7～9を除いた採点を合計した点数で比較することとする。
- ・なお、最高点をつけた委員が2人以上いる場合又は最低点をつけた委員が2人以上いる場合は、それぞれ、既にくじ引きで選ばれた1人分の採

点のみを合計点から除くこととする。

【第2回選定委員会の出席委員数が6人未満の場合】

- 最低制限基準は、評価項目7～9を除く評価基準項目の合計点（満点360点）に、第2回選定委員会出席委員数を乗じて算出した点数の60%とする。

○指定候補者等の決定

選定委員会での得点が最も高い団体を「指定候補者」とし、次に高い団体を「次点候補者」とする。なお、施設に応募したすべての団体が最低制限基準に満たなかった場合は再公募を行う。

(委員)

項目7が新設されたが、これは地域貢献・地域還元事業を促す目的としたものか。

(事務局)

地域ニーズを踏まえた市民サービスや施設の魅力向上が焦点となっている。あくまで指定管理業務が中心ではあるが、指定管理業務外や施設の設置目的外でも法人が多様に事業を実施・提案することが可能になった。

(委員)

自主事業AとBの具体例には、どのようなものがあるのか。

(事務局)

AとBの違い及びその概要を説明。

(委員)

Aの方が評価が高いという理解でよいか。

(事務局)

AであるかBであるかという点は、評価に関係しない。

あくまで、評価の視点に沿っているかどうかが基準となる。

(委員長)

第2回選定委員会で採点する際は、AかBかを判断する議論はしないという理解でよいか。

(事務局)

そのとおり。A、Bの判断は、実際に事業を開始する際に所管課で判断することになる。

	<p>(委員) 応募法人が複数ある場合、採点方法は、絶対評価と相対評価のどちらを採用するのか。</p> <p>(事務局) 合計得点で評価をするので絶対評価でよい。なお、総合審査時に意見交換の場を設ける。</p> <p>(委員) 評価基準項目「1 (1)」の評価の視点について、事務局案では地区センターと地域ケアプラザで項目が分かれているが、配点は一括りとされている。それぞれ評価が異なる場合、どのように採点すべきか。</p> <p>(事務局) 複合施設として総合的に評価するために配点を一括りにしているが、他の項目も含め、この場で配点を分割することも可能。</p> <p>(委員) 複合施設であるため、総合的に判断するという意味で、このままで良いのではないか。</p> <p>(委員) 異議なし。</p> <p>(委員) 評価基準項目の評価の視点に、複合施設としての強みを評価できるような要素を加えてはいかがか。また、地域ケアプラザに関する項目において、高齢者・子ども・障害者などの分野を区切らない視点も加えた方が良いのではないか。</p> <p>(委員長) それは大切な視点なので取り入れられるとよい。文言等の詳細な修正は、委員長と事務局で検討することとする。</p> <p>(委員長) その他の事項について、公募要項及び応募書類を事務局案のとおりの内容で公募を行うということで、よろしいか。もし、本日以降で公表までの間に修正の必要が生じた場合には、委員長に一任ということで対応する。</p> <p>(委員) 異議なし。</p>
資料 特記事項	<p><u>1 資料</u></p> <p>資料1 選定委員会委員名簿</p> <p>資料2 横浜市都田地域ケアプラザ及び横浜市都田地区センター指定管理者選定委員会</p>

運営要綱

資料3 横浜市都田地域ケアプラザ及び横浜市都田地区センター指定管理者の候補者の選定等に関する要綱

資料4 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（抜粋）

資料5 選定スケジュール（案）

資料6 公募要項（案）

資料7-1 指定管理者評価基準項目別評価表（案）

資料7-2 評価基準項目配点（案）及び最低制限基準（案）

参考資料1 都田地区センター・地域ケアプラザのパンフレット

参考資料2 公募要項 目次

2 特記事項

2月下旬頃に、応募法人から提出された提案資料一式と仮採点表を各委員に配付する。

第2回選定委員会の日時は令和8年3月24日（火）午後を予定。